

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 31 年 3 月 29 日 (金) 第 9090 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	指定自立支援医療機関の指定 (153) (障がい福祉課) . . . . . 2 鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち 非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額の廃止 (154) (子ども発達支援課) . . . . . 2 鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務の委託 (155) (住まいまちづくり課) . . . . . 2 森林整備事業等の制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (156) (林政企画課) . . . . . 2 保安林の指定予定 (157) (森林づくり推進課) . . . . . 5 保安林の指定の解除予定 (158) (〃) . . . . . 5 建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (159) (県土総務課) . . . . . 6 測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (160) (〃) . . . . . 8 測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (161) (〃) . . . . . 10 基本測量の実施 (162) (〃) . . . . . 11 車両制限令による道路等の指定 (2 件) (163・164) (道路企画課) . . . . . 11 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (165) (治山砂防課) . . . . . 12 産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請 (166) (中部総合事務所生活環境局) . . . . . 13 森林病虫害の駆除命令 (167) (中部総合事務所農林局) . . . . . 14 開発行為に関する工事の完了 (168) (西部総合事務所生活環境局) . . . . . 14 指定代理納付者の指定 (4 件) (169~172) (会計指導課) . . . . . 15 鳥取県立船上山少年自然の家の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (173) (教育委員会事務局社会教育課) . . . . . 16 鳥取県立大山青年の家の利用に係る使用料の徴収事務の委託 (174) (〃) . . . . . 16 物品売払代金の徴収事務の委託 (175) (教育委員会事務局むきばんだ史跡公園) . . . 16
◇ 選管告示	選挙管理委員会の招集 (18) . . . . . 16
◇ 海区漁調 委告示	うなぎの採捕の制限 (1) . . . . . 17
◇ 公 告	自衛官の募集 (危機対策・情報課) . . . . . 17
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (水産課) . . . . . 18 随意契約の相手方の決定 (広報課) . . . . . 21 落札者の決定 (2 件) (情報政策課) . . . . . 21
◇ 雑 報	県営住宅の管理の代行 (住まいまちづくり課) . . . . . 22

# 告 示

## 鳥取県告示第153号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
石橋 康子	米子市水浜194	訪問看護ステーションすけっと	米子市水浜21	育成医療、更生医療、精神通院医療	平成31年4月1日

## 鳥取県告示第154号

平成20年鳥取県告示第178号（鳥取県立総合療育センター、鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園の利用のうち非課税とされる療養等以外の療養等に係る使用料の額について）は、平成31年3月29日限り廃止する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県営住宅の家賃、駐車場使用料及び水道料金の収納事務を委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 委託の相手

鳥取県住宅供給公社

### 2 委託期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

## 鳥取県告示第156号

平成31年度に県が発注する森林整備事業（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫等防除事業（以下「森林整備事業等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法施行令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者（以下「入札参加者」という。）に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 入札参加者は、次に掲げる要件の全てを具備していなければならない。

- (1) 自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。
- (3) 競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等事務取扱要綱（平成18年5月22日付第200600016713号鳥取県農林水産部長通知）第3条第1項の規定による届出（以下「届出」という。）を行い、かつ、当該入札参加資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）であること。
- (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入

札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。)を受けた期間に含まれていないこと。

(5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(6) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、森林法(昭和26年法律第249号)第10条の3又は第38条に規定する監督処分を受けていない者であること。ただし、監督処分を発した県行政機関が監督処分に係る違反行為が改善されたと判断する場合は、この限りでない。

(7) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。)にある者(入札参加者自身及びその役員を含む。)のうちに、当該入札に係る業務(以下「発注業務」という。)の現場代理人及び専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者(次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。)を有していること。

ア 技術士(森林部門について、技術士法(昭和58年法律第25号)第6条第1項に規定する技術士試験の第2次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。)

イ 林業普及指導員(森林法第187条第1項に規定する者をいう。)

ウ 林業技士(一般社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会の理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。)

エ 基幹林業作業士、基幹技能作業士又は林業作業士(林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第11条第1項の規定により指定された林業労働力確保支援センター又は鳥取県の認定を受けた者をいう。)

オ フォレストリーダー(現場管理責任者)又はフォレストマネージャー(統括現場管理責任者)(林業振興事業実施要綱(平成17年3月23日付林政経第161号農林水産事務次官依命通知)に定める「緑の雇用」現場技能者育成対策事業のうちキャリアアップのための研修を受講し、修了した者をいう。)

カ 専門的な指導監督を含めた森林整備事業等の実務経験が、年間150日以上かつ10年以上に達する者

(8) 他の入札参加者と次のいずれかの関係にある者でないこと。当該関係を有することが判明した場合、発注機関はその旨を当該関係を有する者に通知するものとする。

なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除く全ての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。

ア いずれかの入札参加者(その代表取締役を含む。以下同じ。)が他の入札参加者の議決権保有者(その会社の総株主又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。)である関係

イ いずれかの入札参加者と他の入札参加者が、同一の会社の議決権保有者である関係

ウ いずれかの入札参加者の代表取締役(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。)が他の入札参加者の代表取締役を兼ねている関係

エ その他アからウまでの関係に準ずる関係

オ 入札参加者が、森林組合法(昭和53年法律第36号)第4条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「いずれかの入札参加者の代表取締役」を「いずれかの入札参加者の代表理事」と、「他の入札参加者の代表取締役」を「他の入札参加者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、提出しなければならない。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格A列4番横書きで作成すること。

ア 制限付一般競争入札参加申込書

イ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。

(3) 入札参加書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者の負担とし、提出された入札参加書類は、返却しない。

(4) 提出された入札参加書類は、鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第10条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。

(2) 入札書に記載する金額は、契約申込金額（消費税及び地方消費税に係る課税業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とする。

(3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。

(4) 不落札による再度入札の回数は、2回までとする。

(5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第129条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。

なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。

(6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。

(7) 予定価格を入札の執行前に公表している場合において、1に掲げる条件を具備する入札参加者が1者のみのときは、当該入札を中止する。

(8) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。

ア 入札保証金

入札参加者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、会計規則第123条第3項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

4 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、インターネットの県のホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=99916>。以下「県HP」という。）において掲載するもの

とする。

- 5 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
  - (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、県HPに掲載することにより行う。
  - (2) 入札参加書類及び入札書の様式は、県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
  - (3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時15分までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。
  - (4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。
- 6 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先
  - (1) 競争入札参加資格者名簿の登録に関する申請書類に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課  
電話 0857-26-7425、7431、7432又は7433
  - (2) 届出に必要な書類に関する問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課  
電話 0857-26-7300又は7301

#### 鳥取県告示第157号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字芦津字釣掛ケ575から579まで、字迎山595、596
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第158号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
八頭郡智頭町大字芦津字小坂上へ1072の4、1073の3

- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

鳥取県告示第159号

平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った建設工事で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成30年鳥取県告示第289号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成31年9月30日までに引き渡しを受ける工事の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする）</u></p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>平成28年鳥取県告示第425号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）及び平成29年鳥取県告示第643号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。</p> <p>(4)～(11) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

る。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 平成31年10月1日以降に引き渡しを受ける工事の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 落札予定者(総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者)であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(5)のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由(以下「資格不備理由」という。)又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(8) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(5)のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関に説明を求めることができる。

(9) 略

(10) 発注機関は、(8)及び(9)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(11) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)に定めるところにより、配置技術者を専任で配置すること又は配置技術者に加え、当該落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては構成員全員とする。)に属する者であって同要領別表に定

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 落札予定者(総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者)であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(4)のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由(以下「資格不備理由」という。)又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(7) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(4)のただし書に落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関に説明を求めることができる。

(8) 略

(9) 発注機関は、(7)及び(8)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。

(10) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領(平成14年5月22日付管第471号県土整備部長通知)に定めるところにより、配置技術者を専任で配置すること又は配置技術者に加え、当該落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては構成員全員とする。)に属する者であって同要領別表に定める特

<p>める特定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。</p> <p>この場合において、同要領に定める追加（専任）技術者調書（次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。）を発注者の<u>求めに応じて提出しなければならない。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) 略</p> <p>4～6 略</p>	<p>定資格を有するもの（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。</p> <p>この場合において、同要領に定める追加（専任）技術者調書（次のアからウまで掲げる条件を満たすものに限る。）を発注者の<u>定める期限までに提出できない者は、失格とする。</u></p> <p>ア～ウ 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>(16) 略</p> <p>(17) 略</p> <p>(18) 略</p> <p>4～6 略</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**鳥取県告示第160号**

平成24年鳥取県告示第223号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成30年鳥取県告示第592号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) <u>平成31年9月30日までに引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加</u></p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成28年鳥取県告示第615号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるとき</p>



算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 平成31年10月1日以降に引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 略

(4) 略

(5) 略

(6) 落札予定者であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(4)のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(7) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(4)のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関（発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。

(8) 略

(9) 発注機関は、(7)及び(8)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(13) 略

は、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(5) 落札予定者であって、1に掲げる条件を具備しないとされたもの及び(3)のただし書により落札者とされなかったものについては、その旨及び条件を具備しないとされた理由又は落札者とされなかった理由を入札情報HPに入札結果とともに掲載する。

(6) 1に掲げる条件を具備しないとされた者及び(3)のただし書により落札者とされなかった者は、書面によりその理由について発注機関（発注業務の委託契約を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。

(7) 略

(8) 発注機関は、(6)及び(7)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。

(9) 略

(10) 略

(11) 略

(12) 略

(14) 略	(13) 略
(15) 略	(14) 略
(16) 略	(15) 略
(17) 略	(16) 略
(18) 略	(17) 略
4～6 略	4～6 略

**鳥取県告示第161号**

平成24年鳥取県告示第224号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

同日前に鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号）第19条の規定による調達公告を行った測量等業務で、その執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なお従前の例による。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成30年鳥取県告示第592号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) <u>平成31年9月30日までに引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>(2) <u>平成31年10月1日以降に引き渡しを受ける業務の落札決定に当たっては、入札書に記載され</u></p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成28年鳥取県告示第615号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。</p> <p>(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から入札見積金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</p>

<p><u>た金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札見積金額から入札見積金額に110分の10を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 発注機関は、(5)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>(15) 略</p> <p>5～7 略</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 発注機関は、(4)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(11) 略</p> <p>(12) 略</p> <p>(13) 略</p> <p>(14) 略</p> <p>5～7 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

鳥取県告示第162号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報） 修正）  
基本測量（国土広域情報 修正）
- 2 作業期間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- 3 作業地域 鳥取県内全域

鳥取県告示第163号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第2号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	鳥取福部線	鳥取市福部町細川字高浜920-21地先から同市福部町湯山字稲場764-1地先まで	平成31年4月1日
〃	福部岩美線	鳥取市福部町細川字高浜920-14地先から岩美郡岩美町大字河崎字溝下266-3地先まで	〃

### 鳥取県告示第164号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定により、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のように指定し、かつ、同令第10条第1項の規定により、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり指定するので、車両の通行の許可の手續等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第2条第1項及び第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 指定する道路の種類、路線名及び区間並びに指定する期日

道路の種類	路線名	指定する道路の区間	指定する期日
県道	鳥取福部線	鳥取市福部町細川字高浜920-21地先から同市福部町湯山字稲場764-1地先まで	平成31年4月1日
〃	国安桂木線	鳥取市南栄町30-15地先から同市桂木字曾地向297-1地先まで	〃
〃	福部岩美線	鳥取市福部町細川字高浜920-14地先から岩美郡岩美町大字河崎字溝下266-3地先まで	〃

#### 2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次に掲げる通行方法によらなければならない。

##### (1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識、樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

##### (2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、地が黒色の板等であって横寸法が0.23メートル以上で、かつ、縦寸法が0.12メートル以上のもの又は横寸法が0.12メートル以上で、かつ、縦寸法が0.23メートル以上のものに黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

##### (3) 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

### 鳥取県告示第165号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び中部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 1 名称

牧地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱14号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱14号を結んだ直線に囲まれた区域（東伯郡三朝町大字牧字滝ノ谷501、504-1、504-3、504-4及び548-2を除く。）

土 地	標 柱
東伯郡三朝町大字牧字家廻り198-5	1号
東伯郡三朝町大字牧字家ノ上560-2	2号及び3号
東伯郡三朝町大字牧字滝ノ谷547-1	4号
東伯郡三朝町大字牧字家ノ上555-3	5号
東伯郡三朝町大字牧字家ノ上554-3	6号
東伯郡三朝町大字牧字家ノ上553-3	7号
東伯郡三朝町大字牧字滝ノ谷549-1	8号及び9号
東伯郡三朝町大字今泉字椎ヶ滝1-1	10号
東伯郡三朝町大字牧字欠戸467-1地先道路敷	11号
東伯郡三朝町大字牧字宮ノ本649	12号
東伯郡三朝町大字牧字宮ノ本411地先水路敷	13号
東伯郡三朝町大字牧字家廻り215地先道路敷	14号

## 鳥取県告示第166号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）第15条の2の6第1項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により次のとおり告示し、及び公衆の縦覧に供する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 申請者の名称及び所在地並びに代表者の氏名  
株式会社河金組 代表取締役 勇年幸  
東伯郡北栄町上種85-8
- 産業廃棄物処理施設の設置の場所  
東伯郡北栄町上種字石ウス谷73-5、73-6、73-7、73-10及び73-13、字オバガ谷85-1、85-5、85-6及び85-8並びに字市場空18、19、20-6、20-9及び20-15
- 産業廃棄物処理施設の種類  
安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。）
- 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
  - 廃プラスチック類（自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
  - 金属くず（自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除く。）
  - ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物、特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
  - がれき類（特別管理産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であるものを除き、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）
- 申請年月日  
平成31年2月12日

## 6 縦覧に供する書類

申請書及び生活環境影響調査結果書

## 7 縦覧に供する場所

(1) 鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課（倉吉市東巖城町2）

(2) 倉吉市企画産業部環境課（倉吉市葵町722）

(3) 北栄町住民生活課（東伯郡北栄町由良宿423-1）

## 8 縦覧に供する期間

平成31年3月29日から1月間

## 9 意見書の提出等

## (1) 意見書の提出

当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、知事に生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

## (2) 意見書の提出期限

平成31年5月14日

## (3) 意見書の提出先

倉吉市東巖城町2

鳥取県中部総合事務所生活環境局環境・循環推進課

---

**鳥取県告示第167号**

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定に基づき、同法第3条第1項第4号に掲げる命令をするので、同法第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年3月29日

鳥取県中部総合事務所長 広 田 一 恭

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

東伯郡湯梨浜町及び北栄町の各一部（別紙のとおりとする。）

## (2) 期間

平成31年5月30日から同年7月15日まで

## 2 森林病虫害等の種類

森林病虫害等防除法第2条第1項第1号に規定する松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木について、地上から、薬剤の散布を行うこと。

## 4 命令をしようとする理由

1の(1)の区域及び周辺松林において松くい虫被害が発生しており、3の措置を行わなければ被害が異常にまん延し、1の(1)の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

## 5 その他必要な事項

(1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3の措置を行った場合において損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を本職に速やかに提出すること。

（「別紙」は、省略し、鳥取県農林水産部森林・林業振興局及び中部総合事務所農林局並びに湯梨浜町役場及び北栄町役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

---

**鳥取県告示第168号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告

示する。

平成31年3月29日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

- 1 開発許可の年月日及び番号  
平成31年3月15日 鳥取県指令第20180039334号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
境港市中野町字米子田
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
境港市上道町3565  
佐々木 真美子

#### 鳥取県告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	インターネットを利用して納付する自動車税本税	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 鳥取県告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
ヤフー株式会社	東京都千代田区紀尾井町1-3	とっとり電子申請サービスを通じて支払をする歳入	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 鳥取県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
S B ペイメントサービス株式会社	東京都港区東新橋一丁目9-2	インターネットを利用して納付するふるさと納税に係る寄付金	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

#### 鳥取県告示第172号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項前段の規定に基づき、指定代理納付者を次のとおり指定したので、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第25条の2の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定代理納付者の名称	指定代理納付者の主たる事務所の所在地	指定代理納付者に納付させる歳入	歳入を納付させる期間
楽天株式会社	東京都世田谷区玉川一丁目14-1	インターネットを利用して納付するふるさと納税に係る寄附金	平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

**鳥取県告示第173号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立船上山少年自然の家の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
TKSS・富士総合警備保障共同企業体
- 2 委託の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

**鳥取県告示第174号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家の利用に係る使用料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
公益財団法人鳥取県教育文化財団
- 2 委託の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

**鳥取県告示第175号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立むきばんだ史跡公園における県刊行物の物品売払代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31年3月29日

鳥取県立むきばんだ史跡公園所長 黒 田 真

- 1 委託の相手  
公益財団法人鳥取県教育文化財団
- 2 委託の期間  
平成31年4月1日から平成36年3月31日まで

**選挙管理委員会告示****鳥取県選挙管理委員会告示第18号**

平成31年第4回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成31年3月29日

鳥取県選挙管理委員会委員長 相 見 慎

- 1 日時 平成31年4月2日（火） 午後2時



2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁選挙管理委員室

3 議題

- (1) 鳥取県知事選挙及び県議会議員一般選挙における委員長が専決処分した事項について
- (2) その他

## 海区漁業調整委員会告示

### 鳥取海区漁業調整委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、うなぎの繁殖保護を図るため、その採捕について次のとおり指示する。

平成31年3月29日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

1 指示内容

中海海域（境港市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線以内の海域をいう。）及び境水道（境港市境港防波堤東端から正北の線と同市外江町米子屋鼻埋立地に設置された干拓記念碑と島根県松江市美保関町去ルガ鼻東端とを結んだ線により囲まれた海域をいう。）において全長30センチメートル以下のうなぎは、採捕してはならない。ただし、次のいずれかに該当する場合であって、鳥取海区漁業調整委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

- (1) 試験研究のための採捕
- (2) 教育実習のための採捕
- (3) 増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）のための採捕

2 指示期間

平成31年4月1日から同年9月30日まで

## 公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、平成31年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 採用する自衛官候補生予定数

陸上要員（男子のみ）、海上要員（男女）、航空要員（男女）：合わせて10名程度

2 募集期間

平成31年4月1日（月）から同年（2019年）5月24日（金）まで

3 試験種目

筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

4 試験期日及び試験場

(1) 試験期日

平成31年（2019年）6月1日（土）

(2) 試験場

陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）

5 合格発表予定日

試験実施日に示す日

6 採用予定時期

平成31年（2019年）7月下旬から同年9月下旬の間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）

## 7 応募資格

採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しないものであること。

## 8 問合せ先

(1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）

(2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等

本部（0857-23-2251）

鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）

# 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

鳥取県漁業取締船「はやぶさ」代船建造工事 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 履行期限

平成32年（2020年）11月11日（水）

(4) 納入場所

鳥取県が指定する岸壁（境港市）

(5) 入札書の記載方法等

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。なお、平成31年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が10パーセントに引き上げられることを見込んだ金額にすること。

## 2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が車両・船舶及び航空機類の船舶に登録されている者であること。

なお、本件調達公告日において、競争入札参加資格の登録申請手続（当該業種区分への登録に係るものに限る。）をしていない者が本件入札に参加しようとするときは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を平成31年4月4日（木）正午までに4の(2)の場所に提出すること。

この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(2)の場所に必

ず連絡すること。

- (3) 平成31年3月29日（金）から平成31年（2019年）5月9日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要領（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 平成31年3月29日（金）から平成31年（2019年）5月9日（木）（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (5) 過去10年間に於いて、次に掲げる全ての要件を満たす都道府県の漁業取締船の建造実績を有する者であること。
  - ア 主船体及び上部構造部分に大型押出型材を使用したアルミ合金製のディーブV型船底形状を有する半滑走型高速艇であること。
  - イ 総トン数50トン以上かつ最高速度35ノット以上の船舶であること。
  - ウ 船舶安全法（昭和8年法律第11号）第9条第1項の船舶検査証書の航行上の条件において、航行区域（従業制限）が「制限された近海区域」、「近海区域」又は「遠洋区域」若しくは「第3種」とされていること。
- (6) フィンスタビライザーの自製実績を有すること。
- (7) 入札に付する工事に係る溶接工事を全て屋内で施工できる施設（軽合金溶接構造協会のH級認定工場）を有し、溶接技術者により施工できる者であること。
- (8) 入札に付する工事により建造された漁業取締船に関し迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

### 3 契約担当部局

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札手続等に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県農林水産部水産振興局水産課

電話 0857-26-7339

電子メール [suisan@pref.tottori.lg.jp](mailto:suisan@pref.tottori.lg.jp)

#### (2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

#### (3) 入札説明書の交付方法

平成31年3月29日（金）から同年4月19日（金）までの間にインターネットのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/suisan/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

##### ア 交付期間及び時間

平成31年3月29日（金）から同年4月18日（木）（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。

##### イ 交付場所

(ア) 鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）

(イ) 鳥取県境港市水産事務所（境港市昭和町9-20 みさき会館2階）

#### (4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事

業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成31年（2019年）5月9日（木）午後2時。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月8日（水）午後5時までとする。

イ 場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁農林水産部会議室（本庁舎4階）

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 本件入札は、紙入札により行うものであること。
- (2) 入札者は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (3) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を、4の(1)の場所に平成31年4月17日（水）午後5時までに郵送又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (4) 入札者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (5) 事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された事前提出物は返却しない。また、提出した者に無断で本件入札事務以外の用途には使用しない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 契約の締結の制限

この公告に示した調達案件に係る鳥取県議会の議決がなかったときは、契約の締結を行わない。

(6) 手続における交渉の有無

無

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 8 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be manufactured : Fisheries Inspection Vessel constructed of Aluminum alloy, 1 set
- (2) Time-limit for submission of tenders : 2:00 PM, 9 May, 2019 (Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 8 May, 2019)
- (3) Contact point for the notice : Fisheries Division, Agriculture, Forestry and Fisheries Department, Tottori Prefectural Government 1-220 Higashi-machi, Tottori-shi, Tottori 680-8570 Japan  
TEL : 0857-26-7339

随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                    |                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量         | 新聞紙面への県政広報に関する記事の掲載 一式                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 契約方式             | 随意契約                                                                                                                                                                                                                                     |
| 3 随意契約の相手方を決定した日   | 平成31年3月18日                                                                                                                                                                                                                               |
| 4 契約の相手方の名称及び所在地   | 株式会社新日本海新聞社<br>鳥取市富安二丁目137                                                                                                                                                                                                               |
| 5 契約金額             | 新聞広告掲載 1段当たり75,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）<br>新聞広告版下制作 1段当たり6,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）<br>新聞広告掲載日指定 1段当たり15,000円（消費税及び地方消費税の額を除く。）<br>新聞広告掲載（お詫び・訂正・職員募集） 1段×1センチメートル当たり15,500円（消費税及び地方消費税の額を除く。）<br>県政テレビ番組案内掲載 1回当たり21,875円（消費税及び地方消費税の額を除く。） |
| 6 随意契約による理由        | 他の物品等若しくは特定役務をもって代替させることができない芸術品その他これに類するものを調達するものであり、調達の相手方が特定されるため。（政令第11条第1項第1号）                                                                                                                                                      |
| 7 契約事務担当部局の名称及び所在地 | 鳥取県元気づくり総本部広報課<br>鳥取市東町一丁目220                                                                                                                                                                                                            |

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |               |                                      |
|---------------|--------------------------------------|
| 1 調達件名及び数量    | Microsoft Office 365ライセンス 合計数量4,360本 |
| 2 契約方式        | 一般競争入札                               |
| 3 落札日         | 平成31年1月10日                           |
| 4 落札者の名称及び所在地 | 株式会社鳥取県情報センター<br>鳥取市寺町50             |

- 5 落札金額 170,823,600円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成30年11月30日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課  
鳥取市東町一丁目220

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成31年3月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達件名及び数量 インターネット映像配信サービス業務 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成31年1月17日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社鳥取県情報センター  
鳥取市寺町50
- 5 落札金額 32,572,800円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成30年12月7日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称及び所在地 鳥取県総務部情報政策課  
鳥取市東町一丁目220

## 雑 報

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき、県営住宅（共同施設を含む。）を鳥取県に代わって管理することとしたので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成31年3月29日

鳥取県住宅供給公社理事長 尾 坂 英 己

- 1 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う地方住宅供給公社の名称  
鳥取県住宅供給公社
- 2 鳥取県に代わって管理を行う県営住宅の名称

名 称	所在市町村
川下町団地 相生町団地 北園第1団地 北園第2団地 材木町団地 立川町団地 緑町第1団地 緑町第2団地 馬場町団地 東浜団地 浜坂第1団地 浜坂第2団地 ひばりが丘団地 東町団地 丸山町第1団地 丸山町第2団地 興南団地 湯所町第1団地 湯所町第2団地 吉成東団地 徳尾団地 白浜団地 末恒第1団地 末恒第2団地 東今在家団地 面影団地 行徳団地	鳥取市
明治町団地 旭田町団地 越殿団地 八幡団地 米田団地 上灘団地 福守第1団地 福守第2団地 河北団地 上井団地 清谷団地 和田団地 鴨川団地	倉吉市
日ノ出町団地 住吉団地 内浜団地 三柳団地 河崎団地 上福原第1団地 上福原第2団地 皆生団地 福原団地 永江団地 上栗島団地 安倍彦名団地 富益団地 道笑町ふれあい団地	米子市
渡団地 外江団地 弥生団地 上道団地 高松団地 美保団地 誠道団地 余子団地 夕日ヶ丘団地	境港市

- 3 鳥取県に代わって行う県営住宅の管理の内容  
鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）別表第3に掲げる事務

- 4 鳥取県に代わって県営住宅の管理を行う期間  
平成31年4月1日から平成36年（2024年）3月31日まで